明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（一五）　五
○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（一六）　一〇
○農業用ため池の管理及び保全に関する法律（一七）　一三
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（一八）　一六
〔政　令〕
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（一六一）　一六
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（一六二）　一七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六三）
〔条　約〕
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定（二）　一八
〔府　令〕
○京都事務所の所掌事務を定める内閣府令及び宮内庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二五）　一九
○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（同二六）　二〇
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（同二七）　二〇
〔告　示〕
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務一四五）　二〇

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第一五号）（法務省）

1　判事の員数を四〇人増加することとした。（第一条関係）

2　判事補の員数を二五人減少することとした。（第一条関係）

3　裁判官以外の裁判所の職員の員数を一三人減少することとした。（第二条関係）

4　この法律は、平成三一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（法律第一六号）（内閣官房）

1　総則

㈠　目的

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　基本理念

(1)　アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨とするとともに、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮し、国、地方公共団体等の相互の密接な連携を図りつつ、全国的な視点に立って行われなければならないものとした。（第三条関係）

(2)　何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとした。（第四条関係）

㈢　国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、1㈡に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務等を有するものとした。（第五条関係）

㈣　国民の努力

国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとした。（第六条関係）

2　基本方針等

㈠　政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとした。（第七条関係）

㈡　都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとした。（第八条関係）

3　民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置

国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理を指定法人に委託するものとした。（第九条関係）

4　アイヌ施策推進地域計画の認定等

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請できることとした。（第一〇条関係）

5　認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

㈠　国は、認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、認定を受けたアイヌ施策推進地域計画（以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとした。（第一五条関係）